

令和5年4月1日

令和7年4月1日一部改正

大津市訪問看護体制拡充事業補助金交付基準

補助金の名称	大津市訪問看護体制拡充事業補助金
補助金の交付目的	在宅医療等の需要増加に対応するため、専門性を生かした質の高い訪問看護サービスを24時間365日安定して提供できる機能強化型訪問看護ステーションの整備及び体制拡充を目的とする。
補助金の 交付対象者	大津市訪問看護体制拡充事業補助金（以下「事業補助金」という。）の交付決定を行った日から5年以内に、機能強化型訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護管理療養費）に係る届出要件を満たすことを見込むことができる事業者又は届け出ている機能強化型訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護管理療養費）より上位の届出要件を満たすことを見込むことができる事業者
補助対象経費	機能強化型訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護管理療養費）に係る届出要件を満たすために必要な常勤の雇用に係る経費等及び準備経費とする。ただし、準備経費については、本補助金の交付を受けたことがある者及び大津市訪問看護ステーション体制強化事業補助金交付基準（以下「交付基準」という。）により補助金の交付を受けたことがある者にあつては、補助対象経費に含まないものとする。
補助金の額及びその 算定方法又は補助率	別表1のとおり。ただし、予算の範囲内に限る。
申請から交付決定ま での標準処理期間	30日
補助金交付事業の 開始時期	令和5年4月1日
補助金交付事業の 終了時期	令和10年3月31日
様式	別表2のとおり
担当部署	大津市健康福祉部保健所地域医療政策課

別表 1

No.	補助金の額の 算定方法	補助金の額
1	最初に当該事業補助金の 交付決定をした日から 1 年を経過する日まで	次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じて、当該各号に定める額。ただし、交付基準による補助金の交付を受けたことがある者にあつては、第 3 号に定める額とする。 (1) 訪問看護ステーションの体制拡充に係る常勤職員の雇用経費等に対して、年額 4, 2 0 0 千円（月数が 1 2 に満たないときは、4, 2 0 0 千円に月数を乗じた額を 1 2 で除して得た額）。 (2) 機能強化型訪問看護ステーション（機能強化型訪問看護管理療養費）に係る届出要件を満たすために必要な準備経費に対して年額 3 0 0 千円。ただし、交付基準により同種の補助金の交付を受けた場合を除く。 (3) 事業補助金の額の年額又は訪問看護ステーションの運営に必要な経費から診療報酬等の収入を控除した額のいずれか低い額。
2	最初に当該事業補助金の 交付決定をした日の 1 年 を経過する日後から 2 年 を経過する日まで	訪問看護ステーションの体制拡充に係る常勤職員の雇用経費等に対して、年額 3, 3 6 0 千円（月数が 1 2 に満たないときは、3, 3 6 0 千円に月数を乗じた額を 1 2 で除して得た額）。ただし、交付基準による補助金の交付を受けたことがある者にあつては、事業補助金の額の年額又は訪問看護ステーションの運営に必要な経費から診療報酬等の収入を控除した額のいずれか低い額とする。
3	最初に当該事業補助金の 交付決定をした日の 2 年 を経過する日後から 3 年 を経過する日まで	訪問看護ステーションの体制拡充に係る常勤職員の雇用経費等に対して、年額 2, 5 2 0 千円（月数が 1 2 に満たないときは、2, 5 2 0 千円に月数を乗じた額を 1 2 で除して得た額）。ただし、交付基準による補助金の交付を受けたことがある者にあつては、事業補助金の額の年額又は訪問看護ステーションの運営に必要な経費から診療報酬等の収入を控除した額のいずれか低い額とする。
4	最初に当該事業補助金の 交付決定をした日の 3 年 を経過する日後から 4 年 を経過する日まで	訪問看護ステーションの体制拡充に係る常勤職員の雇用経費等に対して、年額 1, 6 8 0 千円（月数が 1 2 に満たないときは、1, 6 8 0 千円に月数を乗じた額を 1 2 で除して得た額）。ただし、交付基準による補助金の交付を受けたことがある者にあつては、事業補助金の額の年額又は訪問看護ステーションの運営に必要な経費から診療報酬等の収入を控除した額のいずれか低い額とする。

5	最初に当該事業補助金の 交付決定をした日の4年 を経過する日から5年 を経過する日まで	訪問看護ステーションの体制拡充に係る常勤職員の雇用経費等に対して、年 額840千円（月数が12に満たないときは、840千円に月数を乗じた額を 12で除して得た額）。ただし、交付基準による補助金の交付を受けたことが ある者にあつては、事業補助金の額の年額又は訪問看護ステーションの運営に 必要な経費から診療報酬等の収入を控除した額のいずれか低い額とする。
---	--	--

別表 2

No.	様 式
1	大津市訪問看護体制拡充事業補助金交付申請書（様式第 1 号） （1）事業計画書 （2）収支予算書
2	大津市訪問看護体制拡充事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
3	大津市訪問看護体制拡充事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第 3 号）
4	大津市訪問看護体制拡充事業補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）
5	大津市訪問看護体制拡充事業補助金交付決定変更通知書（様式第 5 号）
6	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業変更承認申請書（様式第 6 号） （1）変更後の事業計画書 （2）変更後の収支予算書
7	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）
8	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業変更承認決定通知書（様式第 8 号）
9	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 9 号）
1 0	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 1 0 号）
1 1	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 1 1 号）
1 2	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業実績報告書（様式第 1 2 号） （1）事業実績報告書 （2）収支決算書及びこれを証する書類 （3）補助対象経費の支出の事実を証する書類
1 3	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業補助金確定通知書（様式第 1 3 号）
1 4	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業補助金交付請求書（様式第 1 4 号）
1 5	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業補助金交付請求書（様式第 1 5 号）
1 6	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業補助金交付決定取消通知書（様式第 1 6 号）
1 7	大津市訪問看護体制拡充事業補助事業補助金返還通知書（様式第 1 7 号）